

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する
条例

平成30年7月27日条例第9号

最近改正：令和3年7月12日

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員でその号給が5号給から7号給までであるものの給料の月額、平成30年4月から令和4年3月までの各月分に限り、同項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に100分の5.5を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

- (1) 条例第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当
- (2) 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第14条第1項の規定による地域手当、同条例第19条第1項の規定による特殊勤務手当及び同条例第29条の規定による期末手当
- (3) 職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）第1条の規定による退職手当

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。